

## 天理市議会規程第1号

天理市議会事務局組織及び処務に関する規程（平成11年4月天理市議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

天理市議会議長 大橋基之

第2条及び第3条を次のように改める。

（組織）

第2条 事務局に総務係を置く。

（事務分掌）

第3条 総務係の事務分掌は、次のとおりとする。

- （1） 本会議、委員会及び公聴会に関すること。
- （2） 議会運営委員会及び全体協議会等に関すること。
- （3） 議事日程の作成及び会議通知に関すること。
- （4） 議案、請願書、陳情書等に関すること。
- （5） 意見書、決議案等の立案に関すること。
- （6） 質問、発言通告等に関すること。
- （7） 議会において行う選挙に関すること。
- （8） 議決事項の処理及び報告に関すること。
- （9） 会議録の調製に関すること。
- （10） 議会の傍聴に関すること。
- （11） 議会の先例調査及び関係法規の調査に関すること。
- （12） 資料の収集、作成及び保存に関すること。
- （13） 議会史、各種統計及び議会要覧に関すること。
- （14） 議会広報の編集及び発行に関すること。
- （15） 公印の管守に関すること。
- （16） 儀式、交際及び渉外に関すること。
- （17） 議員の経歴及び表彰に関すること。
- （18） 議会に係る例規の制定改廃に関すること。
- （19） 文書の收受、発送及び保存並びに情報公開に関すること。

- (20) 議員の給与等の支給に関する事。
- (21) 事務局職員の人事及び服務に関する事。
- (22) 議会の予算及び決算に関する事。
- (23) 備品及び消耗品等の管理に関する事。
- (24) 議事場、議会図書館その他事務局の所管に係る各室の管理に関する事。
- (25) その他議会に関する事。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。